## 個人情報ファイル簿等

個人情報ファイル等の名称	被留置者名簿ファイル	
実施機関の名称	千葉県警察本部長	
個人情報ファイル等が利用に供 される事務をつかさどる組織の 名称	総務部留置管理課	
個人情報ファイル等の利用目的	被留置者の適正な処遇及び留置事故の防止に資するため	
記録項目	1本籍、2住居、3職業、4氏名(フリガナ)、5生年月日、6性別、7外国人の使用言語、8外国人の領事館通報の有無、9逮捕日時、10罪名、11手口、12罰条、13逮捕種別、14逮捕所属名、15逮捕者職名、16逮捕者階級、17逮捕者氏名、18犯罪事実の要旨、19共犯者の有無、20共犯者氏名、21共犯者の留置警察署、22委託留置、23逮捕時の状況、24逃走のおそれ、25前科・前歴、26暴力団等組織関係、27自傷・他害等のおそれ、28薬物・アルコール等の影響、29疾病負傷関係、30心理状態、31性格等、32家族関係、33その他参考事項(外国人の場合の軍歴の有無、入場前の官弁支給の有無等)、34送致予定	
記録範囲	千葉県警察に留置された者(被留置者)	
記録情報の収集方法	被留置者からの聴取、処理に伴う調査、検察庁及び裁 判所からの提供	
要配慮個人情報が含まれるとき は、その旨	含む。	
記録情報の経常的提供先	警察庁	
開示請求等を受理する組織の名 称及び所在地	<ul> <li>(名 称)</li> <li>①千葉県警察本部総務部広報県民課情報公開・個人情報センター</li> <li>②千葉県下39警察署の警務課</li> <li>(所在地)</li> <li>①〒260-8668 千葉県千葉市中央区長洲1丁目9番1号</li> <li>②https://www.police.pref.chiba.jp/police department/index.html</li> <li>(千葉県警察ホームページ)参照</li> </ul>	

訂正及び利用停止に関する他の 法令の規定による特別の手続等	_	
個人情報ファイル等の種別	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項又は施行 条例施行規則第3条第7項に 該当するファイル □有 ☑無	口法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファ イル)
行政機関等匿名加工情報の提案 の募集をする個人情報ファイル である旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案 を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要	_	
作成された行政機関等匿名加工 情報に関する提案を受ける組織 の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工 情報に関する提案をすることが できる期間		
備考	_	